中学校教諭免許状取得

(中F) 高等学校教諭免許状と実務経験を基に、二種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第8(他校種の免許状の取得)

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したの	ち
中学校教諭	高等学校教諭	良好な成績の実務年数	3
二種免許状	普通免許状	修得を要する単位数	9

【注意】

取得免許状と基礎免許状に別の 定め(規則)があります。 中**F案内最下段【注意】参照**

- ※1 実務年数は、「中学校」「中等教育学校」「義務教育学校の後期課程」「高等学校」「特別支援学校の中学部又は高等部」における主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての実務年数。
- ※ 2 基礎免許状は申請に係る教科についての免許状。実務年数は申請の免許状にかかる教科を担任した期間。(S35.6.3 委大第六〇号)
- <修得単位の内訳> 中学校教諭二種

在職	教科に関する専門的事項 に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科		大学が独 自に設定	総単 位数
年数	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計	する科目	1230
3		0	・各教科の指導法 2 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及 びキャリア教育の理論及び方法 の科目 2	5	4	9

- 備考① この表における単位の修得方法は、「各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」に掲げる科目の単位を含めて、 総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。
- 備考② 各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。
- 備考③ 生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目の単位はすべての 事項を含んで修得するものとする。
- 備考④ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、 各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学 が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。
- 備考⑤ 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」 を修得するものとする。(教育職員免許法施行規則第18条の2備考第3号関係)

と修行するしのとする。(教育職員先前法記刊統則第10米のと哺行第0万国际)			
授与を受けようと 修得を要する		修得を要する	最低修得
	する教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
国語		書道(書写を中心とする。)について1単位以上修得	1 単位
社会	地理歴史の免 許状を有する 場合	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	3単位
	公民の免許状 を有する場合	日本史・外国史 地理学(地誌を含む。) ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位
理科		物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について 1単位以上修得	1 単位
美術		工芸について 1単位以上修得	1 単位
技術		材料加工(実習を含む。) 生物育成 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位

注1 ()書きの内容を含めて修得するものとする。

高等学校等での実務年数3年に加え、(平成28年4月1日以降の)中学校等での実 務年数がある方は以下のように取得することができます。

(教育職員免許法施行規則第18条の2備考4の規定の適用)

中学校等の実務年数は、「学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校」「中学校」「義務教育学校」「学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校の中学部」における教員としての実務年数。

※「教員」とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことをいう。

[教育職員免許法第2条]

<修得単位の内訳> 中学校教諭二種

在職年数	教科に関する専門的事項 に関する科目 修得単位の内訳 計		各教科の指導法に関する科目又 教諭の教育の基礎的理解に関する和 修得単位の内訳		大学が独 自に設定 する科目	総単 位数
3 + 1	1919 — 12071 1111	0	・各教科の指導法 1 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導 及びキャリア教育の理論及び方 法の科目 1	3	3	6
3 + 2		0	・各教科の指導法 1・道徳の理論及び指導法 1・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 1	3	2	5

〈在職年数3+1〉

備考① 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」 を修得するものとする。

備者② その他の単位の修得方法は、在職年数3年の備者と同様。

偏分と (の他の手位の)			
授与を受けようと 修得を要する		最低修得	
	する教科 教科に関する専門的事項に関する科目		単位数
国語		書道(書写を中心とする。)について1単位以上修得	1 単位
	地理歴史の免	「法律学、政治学」	3 単位
社	許状を有する	「社会学、経済学」	
	場合	「哲学、倫理学、宗教学」	
会		※上記からそれぞれ1単位以上修得	
	公民の免許状	日本史・外国史	2単位
	を有する場合	地理学(地誌を含む。)	
		※上記からそれぞれ1単位以上修得	
理科		物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について	1 単位
		1 単位以上修得	
美術		工芸について 1 単位以上修得	1 単位
技術		材料加工(実習を含む。)	2 単位
生物育		生物育成	
		※上記からそれぞれ1単位以上修得	

注1()書きの内容を含めて修得するものとする。

〈在職年数3+2〉

備考① 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」 を修得するものとする。(教育職員免許法施行規則第18条の2備考第3号関係)

備考② その他の単位の修得方法は、在職年数3年の備考と同様。

授与を受けようと		修得を要する	最低修得
する教科教科教科に関する専門的事項に関する科目		教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
国語		書道(書写を中心とする。)について1単位以上修得	1 単位
	地理歴史の免	「法律学、政治学」	2 単位
社	許状を有する	「社会学、経済学」	
	場合	「哲学、倫理学、宗教学」	
会		※上記のうち2以上の科目からそれぞれ1単位以上修得	
	公民の免許状	日本史・外国史	2単位
	を有する場合	地理学(地誌を含む。)	
		※上記からそれぞれ1単位以上修得	
理科		物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について	1単位
		1 単位以上修得	
美術		工芸について 1 単位以上修得	1 単位
技術		材料加工(実習を含む。)	2 単位
		生物育成	
		※上記からそれぞれ1単位以上修得	

注1()書きの内容を含めて修得するものとする。

【注意】

教育職員免許法施行規則第十八条の三第二項〔免許状に係る教科〕

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語 (英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)
宗教	宗教